

反社会的勢力排除に関する確認書

年 月 日

株式会社鳥居工務店 御中

住 所

会 社 名

役職・氏名

印

当社は、貴社との取引にあたり、反社会的勢力の排除について、次のとおり確認いたします。

1. 当社は、現在または将来において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約いたします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係を有する者（以下、「反社会的勢力等」という。）によって、その経営を支配される関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有すること。
 - (6) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、現在または将来において、自らの委託先及び調達先が前二項各号のいずれにも該当しないことに留意し、該当することが判明した場合には、貴社に対してその旨通知するとともに、直ちに是正措置をとるものとします。
4. 当社が前三項のいずれかに違反した場合、貴社は、何ら通知・催告を要せず、直ちに貴社・当社間の契約の全部または一部を解除することができるものとします。但し、当該解除は、貴社から当社への損害賠償請求を妨げません。
5. 前項により契約が解除された場合、当社は、貴社に対し当該解除による損害賠償請求をいたしません。

以上